

市民後見人養成研修 開催要項

だれもが地域で安心して暮らせることを目指す地域福祉活動として、判断能力が十分でない方の生活を権利擁護の観点から支援を行う、「市民後見人」を養成するため、成年後見制度全般についての正しい知識と、関連する諸制度の知識の習得を目的として、「市民後見人養成講座」を開催します。

【応募資格】 次のすべての要件を満たす方

- (1) 尼崎市在住または在勤の20歳以上の方
- (2) 成年後見制度及び高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意のある方
- (3) 全ての研修に参加できる方（次ページ日程のとおり）
- (4) 将来、市民後見人として活動可能な方
- (5) 事前レポートを提出できる方
- (6) 民法第847条 後見人の欠格事由に該当しない方

【定 員】 30名（応募者多数の場合は抽選）

【応募方法】 受講申込書に必要事項を記入のうえ、レポートと合わせて尼崎市成年後見等支援センターまで郵送または持参してください。

レポートのテーマ：「研修受講の動機」

添付の原稿用紙に600字以内で記載してください。

【申込期間】 平成29年9月1日（金）～ 10日2日（月）

【受講料】 無 料（テキスト代 1,080円は実費負担）

【会 場】 尼崎市社協会館（尼崎市東大物町1丁目1-2）ほか
阪神電鉄大物駅 北へ約300m

月 日	時 間	カリキュラム
10月11日(水)	9:30~17:10	(1) 市民後見概論 (2) 成年後見制度概論 (3) 関係制度・法律
10月18日(水)	9:30~17:20	(1) 関係制度・法律
10月25日(水)	9:30~16:20	(1) 関係制度・法律 (2) 対象者理解
11月1日(水)	9:30~17:00	(1) 民法の基礎 (2) 市民後見活動の実際 (3) 成年後見の実務
11月~	半日	(1) 在宅実習(社会福祉協議会)
11月中旬~(計2日)	9:00~17:00	(1) 施設実習
12月6日(水)	9:30~17:30	(1) 家庭裁判所の役割 (2) 市民後見活動の実際 (3) 対人援助の基礎 (4) 課題演習

上記、カリキュラムのほか、実習終了後及び課題演習後にレポートを提出いただきます。

※ 体験実習及び施設実習については、グループに分かれての実習となるため、開講後に調整いたします。

【その他】

○研修を修了した方には、「尼崎市市民後見人候補者」として名簿への登録が可能です。

○市民後見人候補者の中から家庭裁判所より選任された方は成年後見人(市民後見人)に就任いただきます。市民後見人の活動にあたっては社会福祉協議会がサポートをしていきます。

○市民後見人の活動は報酬を前提としない活動です。

○研修を受講した後に、全ての方が後見人として活動できるとは限りません。

○この研修により、何らかの資格が得られるわけではありません。

【お問合せ先】

尼崎市成年後見等支援センター TEL06(4950)0452

(運営主体 尼崎市社会福祉協議会)

【郵送先】

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所中館2階生活支相談課内

尼崎市成年後見等支援センター

